

地域づくりセンター藤岡の使用について

1. 使用資格

藤岡市内に在住・在勤する者が所属し、地域づくり、生涯学習活動を目的とする団体(5名以上)等。

2. 申込方法

平日、土曜(祝日除く)の8時30分～17時の間に、所定の用紙にてお申込みください。

(電話で仮予約ができますが、利用日の2日前までに窓口にて必ず申込みをしてください。)

3. 予約・申込期間

使用月 3か月前(大会議室・音楽室は2か月前)の1日から、予約・申込みが可能となります。

※1日が日曜・祝日の場合は、翌営業日からとなります。

ただし、予約・申込み後に特別な事由が生じた場合は、使用日の変更をお願いする場合があります。

4. 使用回数の制限

(1) 大会議室・音楽室 月2回 までとします。

ただし、3回目以降の使用を希望する場合は、2回目終了後、予約・申込みをすることができます。

(2) 実習室 月2回(登録サークルは月3回)までとします。

ただし、3回目以降の使用を希望する場合は、2回目終了後、予約・申込みをすることができます。

(登録サークルが4回目以降を希望する場合は、3回目終了後、予約・申込みをすることができます。)

(3) (1)、(2)以外の学習室 月2回(登録サークルは月4回)までとします。

ただし、3回目以降の使用を希望する場合は、2回目終了後、予約・申込みをすることができます。

(登録サークルが5回目以降を希望する場合は、4回目終了後、予約・申込みをすることができます。)

地域づくりセンター藤岡のサークル登録をすると、年間の定期利用が可能です。
登録ご希望のサークルは、11月開催予定の「登録説明会」にご参加ください。

5. その他

(1) 大事に使用し、火の元、戸締まりには十分注意してください。

(2) 使用後は、①部屋の掃除、②電灯・冷暖房機のスイッチの確認、③日誌の記入を必ず行ってください。

また、使用した器具・備品は整理整頓し、茶道具などは洗って元の場所に戻してください。

(3) センター及び敷地内は全面禁煙です。

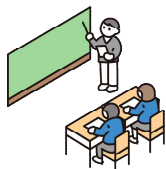
(4) センター内は飲食禁止です。(料理活動に伴う料理室内での飲食は除く)

(5) 発生したゴミは、市の分別方法により責任をもって処理してください。(ゴミはセンター北側のゴミ収集場へ)

(6) 多数の団体等が使用しますので、活動に必要な道具類はその都度、お持ち帰りください。

(7) センター活動の趣旨をご理解いただき、営利を目的とした使用は固く禁止させていただきます。

(8) 利用日時の変更、中止は早めのご連絡をお願いします。(他の団体が利用できる可能性があります)



使用前より美しく!

きれいな学習室を気持ちよく使用しましょう!

